

北九州市立板櫃中学校 「学校のきまり」

「学校のきまり」は、板櫃中学校の学校教育目標「自立」、「共生」の実現に向けて、生徒が守るべき学習上、生活上の規律として定めました。この「学校のきまり」を生徒一人一人が自分のものとしてとらえ、自主的に守るよう取り組んでいきましょう。

第一章 学校生活を送る上でのきまり

1 登下校について

- ①登校時は、8時25分の予鈴までに着席し、朝自習および授業の準備をしましょう。
- ②欠席・遅刻の連絡は8時20分までに保護者が学校に連絡します。
- ③自転車での通学はできません。
- ④登下校中の寄り道、店舗への立ち寄りはしません。

2 校内での生活について

- ①一旦登校した後は、校外に出ることはできません。
- ②校舎内では上靴を履きます。トイレの土足使用はできません。
- ③校舎の正面玄関・給食配膳室プラットホームから出入りしてはいけません。
- ④余分なお金やスマートフォン等、不必要なものは持ってきません。
- ⑤学年で指定された場所のトイレを使い、他学年のフロアには行きません。

第二章 服装・頭髪等・持ち物等のきまり

1 服装、頭髪等のきまり

学校の場にふさわしい身だしなみを心がけます。

◇ 服装について

- ①北九州スタンダードタイプの標準服または本校指定の標準服を着用します。

【北九州スタンダード型（共通）】

（冬）ブレザー、ズボンまたはスカート、白色のカッター、丸襟ブラウス、開襟シャツ、ポロシャツを着用します。ブレザーのボタンは全て止めます。

（夏）白色のカッター、丸襟ブラウス、開襟シャツ、ポロシャツに夏ズボンまたは夏スカートを着用します。

【従来型・詰め襟タイプ】

（冬）上下服：本校指定の標準服 ※インカラーでないものは必ずカラーをつけます。

（夏）上 着：白色のカッター、開襟シャツ、ポロシャツ
ズボン：本校指定の標準服

【従来型・セーラータイプ】

（冬）上下服：本校指定の標準服。ネクタイ（ホックで取付）を必ず着用します。

（夏）上 着：白色のカッター、丸襟ブラウス、開襟シャツ、ポロシャツ
スカート：本校指定の標準服。所定のベルトを着用します。

- ②シャツの裾を出したり、スカート丈を短くしたりしません。
- ③ベルトは必ず着用します。
- ④登校したら、本校指定の名札をつけ、下校する際に外します。
- ⑤ストッキングやタイツは着用してもよいです。その際、ストッキングやタイツの色は標準服と同系色（黒、紺、ベージュ）とします。
- ⑥12月～4月の間を冬服着用期間とし、それ以外の期間は、個人の暑さ寒さの感じ方や体調に合わせて、冬服と夏服を組み合わせて服装を選択できるようにします。また、冬服着用期間でも個人の暑さ寒さの感じ方や体調に合わせて、上着を着用しなくてもよいこととします。ただし、学校で式典等（始業式、終業式、入学式、卒業式など）がある場合は、学校の指示により統一した服装で行うことがあります。

◇ 靴・靴下について

- ①上靴は、学年のラインの色（緑・青・赤）が入った本校指定のものを履きましょう。
- ②下靴は、体育の授業がある際は、運動に適したものを履きましょう。
- ③靴下は白、黒、紺を基調としたものを必ず履きましょう。

◇ 頭髪等について

- ①清潔かつ勉強や運動の妨げにならない髪型にしましょう。一部分を長くしたり、短くしたりする髪型は、控えましょう。
- ②染髪、脱色、パーマは禁止します。
- ③ヘアゴム、ヘアピンは黒・紺・茶等を使用しましょう。
- ④眉毛は、整えず、自然な状態を心がけましょう。
- ⑤髪の毛、眉毛等で合理的な配慮が必要な場合は、まずは学校へ相談しましょう。

◇ 防寒具について

- ①手袋、マフラー、ネックウォーマー、コート、部活動で使用している防寒具（ジャンパー等）は、登下校時に着用してもよいです。
- ②黒、紺の単色のカーディガン、ベスト、セーターは校内で着用してもよいです。
- ③北九州スタンダードタイプは、ブレザーの下にカーディガンやベスト、セーターを着用して下さい。

◇ 通学カバンについて

- ①本校指定のカバンを使用しましょう。

◇ その他

- ①アクセサリ、マニキュア、ピアス等は禁止です。

第三章 部活動のきまり

- ①各部活動は顧問の指導のもと、本校の入部心得を守り、福岡県中学校体育連盟の遵守事項に沿って活動します。
- ②部活動を休む際は、事前に顧問に連絡します。
- ③退部する場合は「退部届」を顧問に提出し、クラス担任にも報告します。

第四章 学校のきまりの改正方法 ※「学校のきまり」は毎年見直します。

- ①「学校のきまり」の条文を改正するには、生徒総会で改正案を提出します。
- ②改正案に対して全校生徒の3分の2以上の賛成をもって、学校側に改正案として提出します。
- ③改正案は、学校長が教職員や保護者等の意見を受けて改正について判断します。
- ④改正された際は、改正年月日等を「学校のきまり」に記載します。

第五章 その他

- ①この「学校のきまり」は、令和3年12月23日から施行します。
- ②この「学校のきまり」は、令和4年10月28日から施行します。
- ③この「学校のきまり」は、令和5年11月13日に改正されました。